

原子力事業者との覚書等の締結について

H24. 7. 26

県民生活部原子力災害対策室

1 趣 旨

福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、近隣県に立地する原子力発電所において異常事象や事故等が発生した場合に、原子力事業者から迅速かつ正確な情報を入手し、県民の安全を確保するため、東京電力(株)及び日本原子力発電(株)と原子力発電所の安全確保に係る通報連絡体制について覚書等を締結する。

2 対 象

原子力事業者	原子力発電所
東京電力(株)	○福島第一原子力発電所〔約82km〕(福島県)
	○福島第二 〃 〔約77km〕(〃)
	○柏崎刈羽原子力発電所〔約93km〕(新潟県)
日本原子力発電(株)	○東海第二発電所 〔約32km〕(茨城県)

3 覚書等の概要

(1) 異常時の通報

原子力発電所において次に該当する事象が発生したとき、原子力事業者は本県に対し、直ちに通報し、その対策について速やかに報告する。

- ・原子力発電所からの放射線の漏えいや放射性物質の放出など原子力災害対策特別措置法に基づく特定事象の発生や原子力緊急事態に該当する事象が発生したとき
- ・原子炉施設の故障等により、原子炉の運転が停止したとき
- ・放射性物質の盗取・所在不明、県内での放射性物質輸送中の事故 等

(2) 平常時の連絡体制

- ・実務者で構成する連絡会を定期的を開催し、原子力事業者は、発電所の現状及び安全確保対策について報告する。
- ・連絡会には市町職員を参加させることができる。

4 覚書等に規定されなかった事項への対応

県民のさらなる安全安心を確保するため、損害賠償や立入検査、再稼働の事前承認など原子力事業者との調整に時間を要する事項については、栃木県原子力災害対策専門委員会の御意見や国等の動向を注視しながら協議を継続する。